

平成30年度 第3回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日時 平成31年1月18日(金) 午前9時30分～午前11時00分
場所 瑞穂市役所東南庁舎3階3-2会議室
出席者 会長 横井 祐一 副会長 田中 隆秀
青木 富士夫 迫田 義一
高田 里美 所 洋士
広瀬 さき子 広瀬 真人
欠席者 川島 圭二
事務局 環境水道部長 廣瀬 進一 下水道課長 臼井 敏明
下水道課総括課長補佐 工藤 浩昭 下水道課主任 森 貞雄
傍聴人 なし

1 会長あいさつ

(会長) 議事に入る前に、会議の成立について報告いたします。本日の出席委員は、9名のうち8名です。よって、瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、出席者が過半数に達しており、この審議会が成立していることを宣言いたします。それから会議録については、これまでの会議でも申し上げたとおり、瑞穂市審議会等の設置、運営に関する要綱第15条の規定により、公開されます。

また、会議自体も同要綱第11条の規定により「原則、公開」となっていますので、傍聴に反対の意見がなければ、認めたいと思いますが、よろしいですか。

(委員) 異議なし

(会長) それでは、事務局のかた、傍聴者がいらっしゃるか確認をお願いします。
(事務局確認 傍聴人なし)

2 議題

(会長) 傍聴者がいらっしゃらないようですので、早速、議事に入ります。まず、事務局から郵送いただいた第2回の会議録について、確認いただいていると思いますので、審議内容と違ふとか、発言の内容が違ふとか、訂正をお願いしたいとかがありましたらお願いします。

(委員意見なし)

(会長) 御指摘もないようですので、それでは、次の議事に移ります。
今回、事務局から第3回資料と答申(案)を事前に送付いただいております。
まず、第3回資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局工藤) おはようございます。下水道課の工藤でございます。それでは第3回の資料、2枚の紙のものでございますけれども、こちらのほうを説明させていただきます。第2回の会議の中で委員Eさんから、助成金のキャンペーンを実施した場合、水洗化率とかの説明はあったけど、使用料はどれくらい増えるのかとか、維持管理費の金額についての資料を提示してほしいということがございましたので、今回こちらの資料を用意いたしました。特定環境保全公共下水道事業の西処理区、コミュニティ・プラントの別府処理区についての資料になります。農業集落排水事業の呂久処理については、水洗化率が約99%になっておりますので、助成金を実施したことによって、水洗化はそれほど変わることはないということで、今回ここには資料を付けておりません。上の西処理区の表ですけども、こちらの下水道接続件数CPあり、なしとありますが、CPはキャンペーンのことでございます。あった場合、なかった場合の件数を記載しております。平成31年から平成35年までの5年間、助成金のキャンペーンを実施した場合の件数ですけども、こちらの件数につきましては下水道事業経営戦略、第1回の会議でお配りした緑色の資料の28ページにある表の数値をそのまま記載しております。31年度、仮に4月から1年間キャンペーンを実施した場合は、23件、なかった場合はだいたい過去の平均から5件ぐらいであろうということで、18件の助成金の効果で増えるだろうと見込んでおります。使用料にすると1年当たりでは、85万円です。維持管理費のほうは、その助成金の額だけ増えるということで、1件10万円だったとしたら、230万円増えることとなります。経費回収率については、それぞれキャンペーンがあった場合、なかった場合101.4%、104.2%で、平成31年度、32年度については、維持管理費が一時的に増えるということで、経費回収率がキャンペーンがなかったほうが高くなってございますけど、3年目からは逆転して、キャンペーンをしたほうが、経費回収率が高くなっていくという表になっております。平成36年度から平成38年度につきましては、キャンペーンがない期間ですけども、経営戦略にも書いてありますけど、キャンペーンを行うと接続が前倒しになるということで件数についてはキャンペーンがあった場合は、この後、平成36年度以降は減っていくだろうということを示すために、この3年分を書いてございます。同様に、コミュニティ・プラントにつきましても、平成31年度キャンペーンがあった場合は35件、なかった場合は8件ということで27件増えていくようになっております。その後の内容につきましては、特定環境保全公共下水道事業の西処理区と同様の内容ですので、下水道使用料が増える分、維持管理費が増える分を見ていただければと思います。資料について

は、以上になります。

(会長) ありがとうございました。この資料について、何か御質問や御意見がございましたらお願いします。

(委員E) 資料の説明ありがとうございました。例えば西処理区ですと、とりあえず8年間の数字だけでトータルしますと、マイナスの48万円になったのですが、8年間で48万円の損をして、これだけの事業ができるというのは、非常に効果があるというのが理解できるものですから、是非やっていただけると良いかな。ただ、どうしても見積りですので大きく変わることもありますので、出来れば、実績との比較をしっかりとしながらどこまで継続するかをやっていただく。全然計画とおり効果が出ないのであれば、変更があるのかもしれないですし、見守っていくことが大事なのかなと思いました。

(会長) ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。
それでは、次に答申案の審議に移ります。答申案を事務局に読み上げてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、事務局よろしくをお願いします。

(事務局工藤) ～「下水道経営のあり方について（答申）」案の読み上げ～

(事務局白井) 失礼します。下水道課の白井です。よろしくをお願いします。ただいま、答申案を補佐のほうから読み上げさせていただきました。この後、皆さんに内容について、御審議いただくことになるかと思えます。その中で、併せて御審議いただきたい事項がございますので、お話をさせていただきたいと思えます。行政が行う事業については、新規で作ったり、内容を変更したりするような場合は、この審議会のように、メンバーを決めて協議をしていただく場を設けることが多いです。その中で、特に市民のかたに、新たな義務を課したり、権利を制限するようなときは、それに加えて、パブリックコメントという手法で意見募集を行うことが増えてきております。パブリックコメントというものにつきましては、一定期間の意見を募集する期間を設けて、ホームページや窓口で意見を提出する場を設けて、瑞穂市に関係のあるかたから御意見を伺うものです。そこで出てきた意見を協議されている場にフィードバックしまして、反映していくようなものになります。今回の審議会につきましても、当初は、パブリックコメントを行うような話はさせてもらっていませんでしたので、皆さんのスケジュールにはないような状況にはなっておりますが、この手法を活用して意見を伺う場を設けてはどうかということについて、事務局からの追加での発案という格好になりますが、併せて御審議いただけたらと思えます。仮に、パブリックコメントを行うことになると、これは概ね30日間。ですから来月2

月ですと28日間しかないのですが。一ヶ月なら一ヶ月の意見募集の期間を設けて、意見があれば、もう一度だけお集りいただいて、これから答申案を見ていただきますが、その内容に入れられるものは入れると。大勢に影響のない御意見もあるかもしれませんので、それは反映してこないと思いますが、もし、そういうふうで答申内容に影響がある意見が多くあれば、反映していただく。もしなければ、御意見が全くない可能性もありますので、その場合は、本日決めていただく答申の内容のままで、市長への答申を行う。もう一回、会議を行う可能性があるということになります。これについて皆さんに御協議いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございました。只今、答申案を読み上げていただきました。また、これまで話のなかったパブリックコメントの説明、実施について話がありました。なので、まず答申案の審議の前にパブリックコメントの件について、委員の皆さんの御意見や御質問を伺いたいと思います。何かございますか。

(副会長) 質問ですけど、パブリックコメントを実施する主体は、瑞穂市なのか、この審議会なのか。審議会として、そういうことは設置条例上も謳ってないと思いますが。瑞穂市が実施するパブリックコメントの結果を審議会として参考にするというのはあると思いますが、それに拘束されるということではないと思いますが、その点はいかがでしょう。それからもう一点、審議会の前提として、パブリックコメントを実施しておかれるほうが、手続きとしては、順当だとは思いますが、その点も併せて御意見お願いいたします。

(事務局白井) 只今、パブリックコメントの実施主体の御質問をいただきました。こちらは審議会で出た内容について、市民のかたに影響が出るような内容を、瑞穂市が場を設けて瑞穂市に意見を出していただくと。それを、下水道課を通して、皆さんにお伝えさせていただいて、答申の内容に影響のある御意見とか、そうでない場合もいろいろあります。ですので、その結果を皆さんにお伝えして、必要なものだけ、答申の内容に反映というか参考にさせていただく。必ずしも反映しなければならぬというものではありません。そういう状況ですので、よろしくお願いします。

(副会長) 分かりました。行政が施策を進めていく上での手続きの問題として、一般の市民から意見を聞くという方法と、学識経験者等を含めた審議会を設置して、そこで意見を聞くという、いろんな方法があると思います。今回、その二つの言わば、利点というか長所というか、これをうまくかみ合わせようという市側の趣旨は良く分かりましたけど、今後はその点は、審議会が行われる前提として、説明をしておかれたほうがよかったと思います。

(事務局白井) 副会長さんからお話があったように、当初のスケジュールに、そもそも入れていなかったことが大変申し訳なかったと思っています。パブリックコメントにつきましては、対象者は瑞穂市に住んでいるかたが、一番可能性がありまして、事業所を構えている個人や法人、その他の団体など、あと在学、学校に通ってみえるかた、あと、パブリックコメントの手続きにかかる事案、今回であれば下水道ですが、それに利害関係を有する者、工事業者さんも、そういったかたも意見を出せるようになっております。こちらは市のほうで実施要項を設けてやれるような体制がありますので、そちらにならってやらせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長) 私からも関連して、もう一度確認なのですが。先ほど、パブリックコメントの中身ですね、審議会の議論を市民に問うというような御説明だったと思うのですが。審議会は、まだ審議の過程です。なので、最初の市役所さんの御担当からの提案について、パブリックコメントをとるという形で、その提案と、我々はそのパブリックコメントを参考にしながら、最終的な結論を求めていくというかたちではないのでしょうか。いかがでしょうか。

(事務局白井) 今、会長さんが言われたとおり、まず市から施策として提案させていただいた。それで審議会の中で、良いだろう、悪いだろうということで、これまで何回かで判断していただいた。その上で、仮に、市が提案したことについて、審議会のほうで、これはダメでしょと判断される場合もあり得ますので。たまたま、今回は、市から提案させていただいた内容がそのままになっている状態ですので、今回、その状態であることを、皆さんに問いかけて、意見を伺えたらというふうに考えております。実際、このパブコメっていうのは、計画を立てたりする場合に、審議会で作成される。ある程度、出来たところで、パブリックコメントを実施し、皆さんから意見を募集すると。その上で、最終的に計画に入り込むことは入り込んで行くという内容で採用している場合もありますので、今回は答申の内容に反映するものがある場合は、皆さんで御相談いただきたいというようなところで考えております。よろしく申し上げます。

(副会長) 今のお話を聞いて、一層分からないというか、混乱したんですけど。審議会の中で議論された経過、結論は出ておりませんが。今日は、結論を出す日だと思っておったのですが。それを市からの当初の提案と大体一致するからということで、パブリックコメントを開催して、そこで意見を聞くということだと思っております。そこで例えば、ここで審議してきた内容と少し違う意見が出た場合には、そのパブコメで出された意見と、審議会が責任をもって答申をしようとしている事柄と違う内容が出てきた場合、それに審議会っていうのは拘

束されるかどうかという問題があると思います。ですから、わたくしは審議会の独立性というものを、ちゃんと担保しようとするのであれば、審議会の答申を受けたのちに、パブリックコメントをやられたほうが良いと思うのです。そうでないと審議会というものの存在理由が分からなくなってしまうと思います。ですから、行政の手続き論としては、審議会の意見を答申という形で受け止めて、それでも、尚且つ、行政として、もう一度、市民の意見を聞いたほうが良いと判断されるのであれば、市の責任においてパブリックコメントをやられたほうが良いと思います。そうではないと、パブリックコメントの結果をまた審議会で議論するということになる行政の意思決定の過程がグチャグチャになるように私は思います。重要な問題ですので、他の委員のかたの御意見も、お聞きになったほうが良いと思います。

(会長) 皆さん、いかがでしょうか。

(事務局白井) 今、副会長さんから御提案いただいたとおり、審議会は審議会で、これまで御審議いただいた答えを完結させるということで、あとは市の裁量でということで、その御意見も十分理解できますので、皆さん他の委員さんの御意見もいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

(会長) 委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員E) もし、出来れば文面をいただけると、理解が早いように思うのですが。パブリックコメントについて。どこへ、どのように出されるのかとか。

(副会長) 実施要領みたいなやつですかね。

(委員E) そうですね。そうすればこちらも分かりますので。こんな感じでやりますっていうのをいただけると。なかなかピンとこないところがありますので。その後の判断ではまずいですか。それは全部、お任せするしかない。

(会長) それでは、事務局の準備の時間を設けますので、10分間休憩といたします。

(会長) それでは、審議を再開させていただきたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局白井) 今、お手元に2枚の紙をお渡しているかと思います。片方は、瑞穂市パブリックコメント手続き実施要綱ということで、こちら瑞穂市のほうで、パブリックコメントをやる方法の主なルールをまとめた資料になります。もう一枚につきましては、実際、パブリックコメントをやる場合には、日にちを決めたり、窓

口がどこで、どうやって出すかという方法を決めないといけないですから、事務局の内部で持っている案をまとめた資料になっております。先ほどからお話いただいている内容につきまして、そもそもがパブリックコメントをやるとするならば、今回の答申案ができる前の段階でやるべきであったというのは、私共も十分理解しています。そこは、大変申し訳ございませんでした。方法としましては、審議会としてやるのではなくて、瑞穂市が審議会の皆さんに提案させていただいた方策を瑞穂市の責任において、市民のかたに問い掛けると。その結果が出てきたとして、それを市から情報提供を審議会の皆さんにさせていただいて、もし答申の内容を見直すべきところがあれば、そこは皆さん、審議会のほうで採用する不採用するという判断をいただくという方法と、今回、答申案まで出ている状態ですので、一旦、審議会として答えを出していただいて、市長へ答申をしていただくと。その後、市長へ出された答申を踏まえて、市が単独でパブリックコメントを行うと。その大きく二つになるかと思っておりますので、どちらのほうがよろしいかというのを審議会の皆さんに御意見いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。どちらのほうか、よろしいかと思いませんか。

(委員A) 公表される資料というのは、答申内容は含まれるのですか。含まれないのですか。

(事務局白井) 今の御質問につきましては、答申の内容は、全く反映しません。あくまでも、そもそも審議会の第1回の資料の中で、方策を審議会資料として出させていただきました。あくまで、市の案ですので、その案について市民のかたに意見を伺うということです。たまたま、審議会の方向性としては、市が提案させていただいた内容と一致している状態ではありますが、あくまでも、市が考えている案について市民に問いかけるというものになります。

(会長) つまり、答申の結論の前に、パブリックコメントを行う場合には、あくまで、パブリックコメントは我々の審議会の審議の材料、情報提供の一つとして、いただいて、あくまで決定については審議会のほうで結論を得ていくということがひとつの方法だということですね。それかもう一方、先ほど副会長さんがおっしゃられるように、パブリックコメントはやらない段階で、答申の結論を出して、その後、パブリックコメントをやるということなんですが、その二つのどちらかになるということですが、いかがでしょうか。

(委員C) 今の二つ目の方法でやった場合、審議会から出した答申の中身ですけども、市

長のほうに出す中身には、4番の「おわりに」という辺りまであるのですが、この辺りまで出されるようになるわけですかね。

(事務局白井) 答申の中身につきましては、パブリックコメントにそのまま出るわけではございませんので。

(委員C) 政策の部分だけですか。

(事務局白井) そうですね。項目だけになります。第1回の審議会の資料をお持ちであれば、改善方策資料の6ページを見ていただきたいのですが、歳入の増として、指定工事店の登録更新手数料の項目が先ずありまして、下水道使用料は現状維持だとか、使用水量を増やすために、助成制度を設けるとか、そういうような資料を付けさせていただいております。その項目ですね。その項目について、お問い合わせするということになりますので、あくまで、答申内容がそのまま出るわけではございませんので、よろしくをお願いします。

(副会長) 私もよく分からないことがありますので、質問を含めて、お尋ねするのですが、市の政策を決定して行く手続きというのは、一般的には、担当の行政部局で、案を提案して、それを議会に諮って、議会の同意を得て予算を含めて、具体化していくというのが通常の地方自治法のルールなのですね。最近では、出来るだけ一般の市民の意見も聞くということで、今、提案のあるパブリックコメントのような方法を採用されるようになってきていますね。これは行政の側のパブリックコメントの結果を拘束するわけのものではありませんから、参考意見として聞いて、方策を立てるということだと思います。一方、議会の側は権限がありますから、拘束力があります。行政が提案したものについても、それは認めないということであれば、それは出来ないわけで。もう一つ今回、私共がやっている審議会ですね。これは行政がやろうとしている施策に対して、その分野の知識があるかただとか、経験があるかただとか、学識があるかただとか、こういったかたがたの意見を聞いて、それも参考にしながら行政として、それに拘束されるのではなくて、その意見を踏まえて、最終的に政策を決定して議会に諮るという手続きになっていると思います。問題は一般の市民のかたのパブリックコメントの結果をどう活かすかという問題と審議会の意見をどう活かすという、この二つはそれぞれに存在するものですから、行政の側でどういう形でパブコメを実施したり、審議会の意見を聞いたりするかはお決めになれば良いと思うのですが。今の提案を聞いていますと、最初に私が質問したように、パブコメの実施主体はどこですか、とお聞きしたのですが、何か審議会がやるみたいな感じですね。つまり、審議会が自分達で議論してきた結果について、また、改めて市民のかたの意見を聞いて、最終的な意見をまとめる

というふうにも取れるわけです。したがって、ベストはパブリックコメントを審議会が始まる前にやっておかれて、その結果を私共に提供していただくというのがベストだと思うのです。今回は、当初からそのお話はありませんでしたから、第1回目の審議会の資料で提示された、この間のアンケート調査結果の膨大な資料がついておりますので、既にパブコメに代わる資料が提供されているということで議論してきております。したがって、そういう調査資料を踏まえて結論を出したと思うのですね。ですから審議会として私は、これはこれで基本的には、御意見は答申しますと。それでも尚且つ、もう少し丁寧に市民の意見を聞いたほうが良いというのであれば、改めてパブリックコメントを市側において実施されれば良いと思うのです。それらの二つの結果を踏まえて、最終的に市側としての判断をされて議会に諮られると。おそらく、31年度予算で予算化をしなければいけませんので、多分、これから開催される議会で提案されると思いますから、時間はそうないと思うのですね。ですから、区切りとして私は、審議会の答申は答申で、先ず、まとめるというふうにされたほうが私は良いと思います。何か、見解があればお伺いしたいと思います。

(会長) 併せて、私のほうからなのですけども、審議会の答申の後に、パブリックコメントをされる場合には、答申に対してのパブリックコメントという形になることは、ないですよ。

(事務局白井) 今、副会長さんが言われたように、あくまでも審議会の答申は、市が聞き取りをした結果ということになります。で、もう一つはパブリックコメントと形態の違う意見を聞く場ということになりますので、それぞれの意見を市がどう判断するかというのは、最終的に議会で審議をしていただくと。予算確保とか、条例改正とか、そういったところになります。あくまでも、答申案は、答申案、パブリックコメントはパブリックコメントで並列という格好としますと、市が市の案を問いかけるということで、パブリックコメントを行うことになったとしたら、あくまでも答申案がどうだったから聞きますというものではありません。

(委員G) 突然パブリックコメントの話が出たので、まだ整理できてないんですけど。そういう話が出たということは、それなりにやったほうが良いのかなという市のほうの意見かなと思います。やはりこういう制度を変えていくということは、慎重にやらないといけませんから、それもやっていただかなければならない。この審議会についても言われているんですけど、広く、この審議会だけの意見ではなくて他も聞いたほうが良いという話なら、この審議会はどうかということになるから、私の意見としては、今回答申案としてまとまってきたんだけど、やっぱり瑞穂市全体の意見がどこにあるのかというのは、私らにも分か

らないですからそれを聞かせていただいて、もしそれでも審議会が必要ならやってもらったら。答申をまだ出すべきではないと思います。もし、パブリックコメントをやるならです。

(会長) 他のかたどうでしょうか。

(委員D) 私は、意見を聞く度に揺れています。どうしたら良いのか分かりません。しかし、今まで、皆さんは一所懸命議論されて答申案まで来たのですが、今、広瀬委員が言われることもごもっともだなあと感じています。副会長さん言われたこともやっぱし、今までやってきて、もしこれに真逆の意見が出た場合にどうなるのかなと思ったりもします。今揺れていますけど、一番良い方法は、まだどちらが良いのか分かりません。

(委員E) 最初、お話があったのは、パブコメをやろうと思うので、そこで何か影響がある意見が出てくるのであれば、答申案に反映させてという話でしたね。

(事務局工藤) あくまで、参考までにです。

(委員E) 参考にしても良いということは、当分、先ということですね。元々、答申を出すのは、しばらく後になると理解すれば良いわけですね。

(事務局白井) 先ほど、お配りした二枚の紙の下水道事業の経営改善方策案のパブリックコメントについてというほうの紙を見ていただきますと、意見募集できる期間が、概ね30日間の期間を設けなければならない。たまたま、今から間に合うとしたら2月中設けてはどうかと。そこで意見とかが出てれば、その結果を皆さんにお知らせするため、3月中に集まる場を、もし意見があればということなのですけども。3月中に集まれる機会を設けられればということなのですけど。

(委員E) ですから、出さないということですよ。

(事務局白井) 私どもの案としては、審議会のほうで、答申案に影響のある意見があれば、皆さんに提供するとういうことです。

(委員E) 出し直すという意味ではないですか。それまで答申案は出さないのですよね。大事な話が出たら、出し直すという意味ではないのですよね。

(事務局白井) 今現在は、パブリックコメントが終わるまでは、あくまでも答申の案ということで。

(委員E) ですから、パブリックコメントに反対するわけではないものですから、やっていただくのであれば、もし後に、私たちの意見が変わるようなことがある場合には、変えて答申書を出させていただければと思いますので。ただ、先にやっておいていただければ良かったなという話だけなのかなという気もちょっとします。

(委員A) 基本的には、パブリックコメントに審議会は、左右されないスタンスなので。ですから、パブリックコメントされたらされたということであって、おおよそ、ほとんどの場合は2案が出るということでしょう。パブリックコメントを聞かせていただいても仕方がないんじゃないですか。それはどうなのでしょう。ここで我々はどういう立場に立つかということなのですけど。

(委員C) 今、委員Aさんが仰られたとおり、我々は審議会として3回集まって、市からの説明を受けていろいろ皆さんで協議して、結論を出したわけです。市長にはこういう形で答申しましょうというかたちで。それはやはり尊重していただかなければならない。パブリックコメントをとられるのは、市が最終的に結論を出す前に、一般の市民のかたの考えはどうなのかなという当たりの意見を求める。それはそれ。審議会の答申は答申。そこで市の意見を決められて、議会に提出されて決定されると。こういう筋書きではないのですか。ですから、パブリックコメントが上がってきて、それによって我々が左右されることはないはず。あつては、今までの審議は何だったのかということになると私は思うのですけど、どうでしょうか。

(事務局白井) 今、委員Cさんからと言われるように、お気持ちは十分に分かります。ですので、そもそも事務局の段取りが悪かったというところがあるので、皆さんに御負担、御時間を掛けさせてしまっていることは申し訳ないと思います。ですので、パブリックコメントが答申案に影響するかは分かりませんが、一旦完結してもらいたいという御意見であればそれはそれで、先ほども申し上げましたとおり、審議会とパブリックコメントは平行であったり、パブリックコメントが先にあつたり、その後、審議会をやるとか、本来はあるべきなので、審議会は審議会で完結していただく案でも構いませんので。時期を逸してしまっているのも事実ですので、そこは審議会さんの中で、お決めいただければと思います。御負担掛けさせていますので申し訳ございませんが、よろしく願います。

(委員D) どうして今、パブリックコメントされようとするのですか。思い付きではないと思うんですが。

(事務局白井) 今の御意見についてですが、正直なところ、パブリックコメントが頭になかったのが事実です。申し訳ありませんでした。ですので、当然それが頭にあればこれまで言われますように、先にやっというて欲しかったという意見は理解できません。

(委員A) 基本的には我々は、審議会は審議会としての提案。独立性があるということだと思いますので、皆さん同じ気持ちだと思うのですが、それでやっていただきたいと思うのですが。非常にそのパブリックコメントをやられて、非常に大きな影響があるものがあつたときには、一度、会長さんなりに御相談いただいて、そんなものはないと思うのですけどね。我々の判断が大いに間違っている部分が見受けられた場合には、意見を確認するというふうにはやってはどうでしょうか。基本的には独立性があつて、パブリックコメントをやるならやっていただくというようなことでどうでしょうかね。

(委員G) 審議会の答申をいつまでに出すのかという、それはあるのですか。リミットというのは。

(事務局白井) 期限ということなのですけども。そもそも設けてないのが事実です。ただ、ある程度事務局としてはこれぐらいの期間で答えが出ると良いなという思いで、当初からスケジュール的に2月とか3月に答申が出来ればというお話はさせていただいております。協議の内容によっては、延期ということも十分あり得ますので、特に決まってないのが事実です。

(委員G) そういうことであれば、先ほどいったように、我々の意見も、私の意見の中でもこれが絶対というのもなかなか判断しにくい点もありますので、私はそういうものが入ってきたというのであればですけども。期限がないというなら納得いくところで、やったほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。あまり結論を急がなくても。

(委員F) 本当に難しい問題でどちらが良いとか分からないので、ごめんさない。分かりません。

(委員E) 意見が変わるとすれば、前提条件が変わったときだけですから、意見は変わりようがないと思います。

(会長) おそらく、パブリックコメントが出てきて、事務局さんが心配なさっているのは、公平性の部分で不公平なのではないかという意見が出てきたときに、ということだと思いますけど、審議会でも十分議論させていただいていると思いま

すので、答申は答申でさせていただいて、それを基に、市としての最終案を作
っていただくとういと思います。その案に対して、パブリックコメントを出さ
れるということで進められる方法もあると思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局白井) 只今、会長さんから御意見いただきました。皆さんのお気持ちも十分わかるの
で、言われるように審議会としては一旦完結していただいて、それを受けた市
側でどう判断するか、その中でパブリックコメントをやるのかやらないのかは、
市の判断でやるということであれば、そのように対応させていただきます。い
ろいろ御迷惑をお掛けしまして、申し訳ございませんでした。

(会長) それに際して、先ほど申し上げましたように、審議会の答申に対するパブリッ
クコメントではなくて、審議会の答申を基にした、市の最終案に対してパブリ
ックコメントをやっていただいてもよいと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局白井) 承知しました。

(会長) いろいろ御議論ありがとうございました。答申案について、皆さんの御意見を
頂戴したいと思います。いかがでしょうか。先ほどの議論の中にも皆さんの方
向性は出ていると思いますが、いかがでしょうか。

(委員G) この中の表3なのですが、特定環境保全公共下水道事業の接続の推移は出て
いるのですが、農業集落排水とかコミュニティ・プラントの水洗化率がどうな
るとかの推移は出さないのですか。代表で特定環境保全公共下水道事業の推移
が出ているのですか。

(事務局工藤) こちらの表は今、おっしゃっていただいたとおり、代表して下水道事業経営戦
略に載っているものをだけ抜粋してということですが、本日、お示した
資料の中にも別府処理区のものがありますので、あったほうが良いというこ
とであれば、別府処理区の方も追加するというのは良いと思います。農業集落排
水については、助成金制度によって水洗化の状況が変わることはほとんどあり
ませんので、逆でないほうが分かりやすいと思います。ですので、別府の分を
ここに追加したほうが良いということであれば、追加いたします。

(委員G) 別府のほうが、非常に水洗化率悪いでしょ。いろいろ原因があるとは思いますが。
これは追加しておいたほうが良いと思います。追加するなら3つとも分け
て追加するほうが良いかなと。

(事務局工藤) 呂久処理区の場合、この助成金制度があっても一件も増えないということが見

込まれるので、かえってキャンペーンあり、なしで同じ数字になってしまうので、ないほうがいいのかと思います。別府の分は追加いたします。

(委員G) 別府が入っていると、なんで呂久は入っていないのかとか聞かれたら、困るかなど。

(委員C) 呂久は水洗化率99%になっているから、助成金出したって、残りの1%は、ほぼ影響がないかたちですよ。

(会長) でしたら、本文の中に、表3のような検討結果になったという前に、呂久処理区は既にそういう状況にあり、今回のキャンペーンの影響はないと思われる。

(委員G) その悪い状況の別府処理区については、54.1%が5年間で60%になるということやね。

(事務局工藤) 承知いたしました。

(会長) そのように資料の追加、修正をお願いします。

(副会長) 5ページの「おわりに」というところですけど、「瑞穂市を魅力ある地域とし、これからの世代の人たちが住みやすく希望を持てるまちとするためには公共下水道を整備していかなければいけないとの意見があった。」という件があったのですが、私、個人としてはもう少し強く言ったほうが良いと思います。案ですけども、「希望を持てるまちとするためには公共下水道の整備は喫緊の課題との意見があった。」ぐらいにしても良いのではないかと思います。というのも、市全体で水洗化率2割という、また人口も増えて行くといわれている瑞穂市は、インフラ整備を一番の重点課題として上げる必要があると思いますので、もう少し強い表現にさせていただけると良いかなと思いますが、他の委員の皆さんはいかがでしょうか。

(委員C) 良いと思います。私は私生活でも困っているぐらいですから。早くやってもらいたいと思っております。

(会長) 皆さんも同意見ということで、その辺りの追加修正をお願いします。他には、いかがでしょうか。これが総まとめの最後になりますので、皆さんお一人ずつの意見を伺いと思います、よろしくをお願いします。

(委員) 特に意見なし

- (会長) それでは、以上の点を修正いただいて、最終の答申案を確定していただきたいと思ひます。
- (事務局) 承知いたしました。
- (会長) それでは、本日委員から出された御意見を事務局で修正いただき、修正した最終案を委員の皆さんに郵送し、委員の皆さんに最終確認をお願いしたいと思ひますがよろしいですか。
- (委員) 異議なし
- (会長) 最終案につきましては、今回のように会議を開くかたちではなく、各個人で確認いただき、御意見があるようでしたら私か事務局に連絡していただく方法にしたいと思ひますがいかがでしょうか。
- (委員) 異議なし
- (会長) 御理解ありがとうございます。それでは今回の諮問に対する答申書については、後日、私から市長に答申させていただきます。折角ですので、副会長にも御同席いただきたいと思ひますが、どうでしょうか。
- (委員) 異議なし
- (会長) それでは、皆様を代表して、私と副会長とで市長に答申させていただきます。今回の諮問に対する本日の会議は以上で終了となります。3回の会議で比較的、短い開催ではありましたが、皆様の御協力でご不便なことではありましたが無事、進行することができましたことを御礼申し上げます。また、2年間の任期中に市長から諮問があるようなことがございましたら、皆様にお集りいただくこととなりますので、その際には、よろしく御礼申し上げます。本当にありがとうございます。重ねて、御礼申し上げます。では、事務局に進行をお返しいたします。
- (事務局廣瀬) それでは3回ではありましたが、いろいろ御審議いただきましてありがとうございました。最後の会議は、こちらのほうとして不手際がありまして皆様に気を揉んでいただくことになってしまったこと、申し訳ございませんでした。それではまたこの答申について、会長、副会長さんにはお願いしますが、それでは今まで慎重なる審議いただきまして、誠にありがとうございました。